



# 竹田 ゆかり 市政通信

〒248-0024 鎌倉市稲村ガ崎 5-31-11 連絡先 090-3535-4474

E-mail [yukari.ain@gmail.com](mailto:yukari.ain@gmail.com) 「通信」という言葉には交流・ふれあいの意味があります。

## なぜ北鎌倉隧道は

## 封鎖されたままなのか！

北鎌倉隧道が封鎖されて3年以上になる。仮設工事のめどさえ立たない。これまで隧道を通して登校していた小中学生や地域住民の方々には、県道などへの迂回を余儀なくされ、多大な不便をかけている。せまい県道の路側帯では、毎朝通勤者とすれ違う児童生徒が、特に雨の日に車道に大きくはみ出さざるをえない状態となっている。

このような状況を一刻も早く解決したいと考え、六月議会一般質問で取り上げた。

市は「地権者（円覚寺・雲頂庵）の同意が得られないから仮設工事に着手できない」と説明している。ではなぜ、地権者は工事の同意をしないのか。

地権者は、市の文化財専門委員会が出した「北鎌倉隧道を含む尾根には文化財的価値がある。史跡追加指定を行うべき」との考えを納得していない。また、市が「隧道開削」から「尾根の保全」に方針転換した後も「隧道は開削するべき」との考えを変えていない。

なぜなのか。市のこれまでの進め方に問題はなかったのか。一般質問を通して明らかにしたことは「**隧道封鎖3年は、市に責任がある！**」ということである。

**理由** ●市は一部住民（雲頂庵含む数人）とだけで「隧道開削案を練り上げていった。（2010年から4回）↓市に協力してきたにもかかわらず突然方針転換されたとの思いが地権者にある

●その後、協議会を立ち上げたが、住民の意見を反映する形になっていなかった ●安全対策工法について市民・地域住民への説明会を怠り、透明性ある合意形成がなされてこなかった ●文化庁から「文化財的価値について検証するように」との指摘を受けていながら、一部住民（雲頂庵含む約20人）に、改めて隧道開削を約束した（2016年7月5日） ↓方針転換は地権者の期待を裏切ることになった

●開削案を見直すきっかけが「文化庁の指摘」であったとはいえ、文化財専門委員会の考えを市が尊重し保存することに決定したのであるから、地権者へ説明を丁寧に行うべきであった。

## 「学校現場は、直ちに改善が必要な差し迫った状況…」 文科省緊急提言より

鎌倉市教育委員会は市立小中学校の「働き方改革」を推進するためとして、本年2月「学校職場環境改善プラン」を策定した。その中で、具体的に16の取り組み内容を掲げている。一般質問では、特にスピード感をもって取り組むべき内容について質問し、問題点を指摘した。

### ① 中学校部活動の休養日設定について

9月より土・日どちらかを部活動休養日とするとのことだが、スポーツ庁のガイドラインでは「学期中は平日少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする」としている。今後検討がなされるのか。→部活動検討委員会で、具体的な議論をしていく。

### ② 夏季休暇中の学校閉校日設定について

今年は、8月11日～8月15日の5日間を学校閉校日とするとのことだが、閉校日に教職員が休暇を取得するにあたって、夏季休暇や年次休暇で対応すると聞いている。これでは働き方改革にならない。

県に対して「勤務を必要としない日」とする規則改正を要望していくのか。→他市と情報共有を図りながら対応を考えていく。

### ③ 小学校英語授業に対応する非常勤講師の配置について

プランでは、「小学校英語授業の円滑な導入に向けて、今年度から英語非常勤講師を4人配置する」としているが、実際は担任と非常勤講師がT.Tと言う形で指導に当たっている。これは文科省の意向に沿うものではない。英語専科として配置すべきであることを強く指摘し、見直しを求めた。→現時点では考えていない。

\*T.Tとは一つの授業に、複数の教師が役割を分担して指導にあたる授業形態。

### ④ 学校安全衛生委員会の設置について

現場の声を聴きながら、労働環境の改善が実感できるような実効性のある「安全衛生体制」が確立されるよう求めた。

### ⑤ 給食会計の公会計化について

給食会計の公会計化は早急に取り組むべきと考える→スピード感を持って取り組んでいく。

## 市役所本庁舎は、 本当に深沢に移転するのか？

市は広報かまくらや市のホームページに「本庁舎は深沢地域整備事業用地に移転します」と書いている。正確には「市が方針として決定した」ということである。移転する場合はその位置を条例で定めなければならない。つまり、議会の議決が必要となる。

ということは、「必ず深沢に移転する」と現段階では言えないことになる。本庁舎移転という大きな事業である。市民が納得のいく説明と可能な限りの市民の意見集約をすべきであると考えます。

### 旧優生保護法下における強制不妊治療について、市がなすべきことは何か

旧優生保護法は戦後の人口過剰問題を背景に、優性思想の下「不良な子孫を出産することを防止する」という目的をもって1948年に議員立法で成立した。その後、法が改正される1996年まで、16,500名の方々に「本人の同意を得ない強制不妊手術」が行われた。まさに法律に基づいて「障がい者への人権侵害」が国により行われてきた。

今年1月全国初、国に対して謝罪と救済法の制定を求めている訴訟が起こされた。4月25日、厚労省は県に対し、旧優生保護法に関連した資料の保全を求める通達を出した。この法律に基づく事務は、国からの移管事務として県が執行したものであるため、資料は県が保持している。しかし、厚労省は県を通じて市町村に対しても「資料の保全」を求めている。それはなぜか。

現在、被害者の3割の人しか名前が特定できていない。被害者は鎌倉市内にもいらっしゃるかもしれない。一人でも多くの被害者が救済に繋がるよう、手を尽くして関連資料の確認・保全に努めるよう求めた。→[ホームページでの呼びかけ・市内関係機関への再通知などが考えられる。](#)

●今年、市内小中学生に鎌倉国宝館と鎌倉歴史交流館の年間パスポートが配布された。多くの子どもたちが、繰り返し訪れて郷土の歴史を学んでほしいという思いで、過去の一般質問の中で要望し実現したものだ。

なお、両館内の展示物説明のルビは、小学6年生で学ぶ漢字を基準とするよう求めた。



### <6月議会で採択された請願・陳情>

- 請願「長谷子ども会館の閉館について」  
<説明>国の有形文化財指定を受けている長谷子ども会館は、劣化が激しいことから閉館することになったが、修復後再開を求めるもの。→採択
- 陳情「同性パートナーシップの公的承認について」  
<説明>認証制度の導入にあたって協議の開始を求めるもの。→採択
- 陳情「市備蓄の安定ヨウ素剤の事前配布と乳幼児用ゼリー状安定ヨウ素剤導入を求める」  
<説明>市は安定ヨウ素剤（対象8歳～40歳）を3,300人分備蓄しているが、事前配布を求める。乳幼児用（ゼリー状）の購入配布を求める→採択
- 陳情「北鎌倉隧道の所在する尾根の史跡追加指定について早期の取り組みを求める」→採択

### <6月議会で可決した主な議案>

- 議案「鎌倉市子ども会館条例の一部改正」
- 議案「鎌倉市子どもの家条例の一部改正」  
<説明>しちりがはま・ふじづか・おおふな子どもの家が子どもひろばになるに伴い、定数を削減する条例。竹田反対「子どもの家と子ども広場が果たす役割は異なる。定数を減らすのは拙速」→可決
- 議案「鎌倉市放課後子ども広場条例の一部改正」
- 議案「鎌倉市一般会計補正予算」→可決  
<内容>補正額 1億6,112万4千円  
七里が浜楓幼稚園整備費 山崎保育園整備費 西鎌倉歩道橋修繕費等
- 議案「旧優生保護法下における強制不妊手術を受けた被害者に対する補償および救済等による早期解決を求める意見書」

#### <説明>

強制的な不妊手術が、当時は合法であったとは言え、障がい者の人権を侵害し、人としての尊厳を踏みしめるものであることは明白である。しかし国は被害者救済を行っていない。現在国は「国家賠償法上の責任の有無については、個別具体の事実関係を踏まえて判断すべき」として、「個別に裁判を起こせばよい」との姿勢を変えていない。しかし、被害者は高齢化し訴訟を起こすことは大きな負担である。救済法が成立すれば多くの被害者を同時に救済することができる。このような理由から上記の意見書を国に提出することを提案し、総員の挙手をもって採択された。（全文は竹田ゆかりブログに掲載中）

**提案者として、登壇して提案説明を行った。**

